

1 議 事 日 程

〔令和7年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和7年6月9日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

日程第5 意見書第1号 再審査改正の促進を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	陶 山 良 尚 議員	副委員長	神 武 綾 議員
委員	堺 剛 議員	委員	徳 永 洋 介 議員
〃	馬 場 礼 子 議員		

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長 (経営企画担当)	轟 貴 之	教育部長	添 田 邦 彦
総務部理事 (市長室担当)	杉 山 知 大	教育部理事	平 野 善 浩
総務部理事 (総務担当)	宮 崎 征 二	議会事務局長	野 寄 正 博
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	鳥 飼 太	社会教育課長	井 本 正 彦
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	平 嶋 香代子	学校教育課長	鍋 島 順 一
経営企画課長	宮 原 竜	文化財課長	井 上 信 正
文書情報課長	立 石 泰 隆	文化学習課長	茂 田 和 紀
管財課長	松 隈 誠 宏	スポーツ課長	橋 川 史 典
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福 田 久 博	監査委員事務局長	松 尾 誓 志
防災安全課長	糸 山 邦 明	議事課長	花 田 敏 浩
地域コミュニティ課長	高 田 政 樹	会計課長	松 井 百合子

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 三 舛 貴 市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第31号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第1、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長（立石泰隆） おはようございます。

議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は26ページから34ページ、新旧対照表は14ページから24ページまででございます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定め、法に定められた事務以外でも特定個人情報を利用した情報連携が可能となるようにしています。

今般、自治体情報システム標準化に伴い、住登外者の登録管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると国から示されたため、条例の一部を改正するものです。あわせて文言の整理等を行っております。

主な改正について説明させていただきます。まず、新旧対照表14ページから16ページをご覧ください。

別表1は、番号法第9条第2項に定める事務を掲げており、市長及び教育委員会が行う事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則に定めるものを加え、項番15を16と改正するものです。

次に、新旧対照表16ページから23ページをご覧ください。

別表2は、番号法第9条第2項に定める事務及び特定個人情報利用事務を掲げており、改正

箇所が全項目にわたることから、全部の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、改正前にある事務につきましては、住登外者宛名情報を加え、項番15には市長が、項番17には教育委員会が行うそれぞれの事務及び特定個人番号利用事務を加えるものです。

次に、新旧対照表23ページから24ページをご覧ください。

別表3は、市長または教育委員会が、情報提供機関に対し事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、情報提供機関が特定個人情報を適用する場合を掲げており、項番3番に教育委員会が情報照会し、市長が情報提供する場合を加えるものです。

次に、附則でございます。議案書34ページをご覧ください。

公布の日から施行し、条例の規定は令和7年4月1日から適用でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 確認です。この住登外ですね。住登外のこの規定と、あと文言の整理だというふうに認識いたしますが、この条例が想定されてる、これが適用されるようになったらどういった事象が適用の範囲の中に入ってくるのかっていうことをお知らせいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（立石泰隆） この事務が入ってきたときの適用の範囲でございますが、住登外者とは、住民登録はないが事務処理に当たって記憶しておく必要がある者を登録する機能となりますので、全ての業務、ここに書かれている業務についてはその可能性がある事象が発生した場合には影響するというふうに考えております。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 一つの事例として私ちょっと考えたのが、他市町村に住んでる人が太宰府市に來られた場合とか、あと転出したばかりで、転入手続の途中の方とか、一時的に滞在してる人とか、こういった方々の項目は入ってこないということですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（立石泰隆） 具体事例を申し上げますと、この番号利用事務の独自利用とはまた少し離れますけども、一般的には土地や建物をお持ちの方に固定資産税を課税するかと思います。市外に住民票がございますので、そういった方々をこの住登外者宛名番号機能を使って登録をして課税収納の管理を行うとか、介護保険とかで保険者は太宰府市ですが、被保険者が市外に移られた場合とかいった場合は、この機能を使って管理するようになります。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 今の引き続きなんですが、例えば外国人とか施設入所者とか、そういった方々も含まれるのかということと、住登外者を登録する際の基準とか根拠ってというのは、例えば自治体の運用ルールの中で何かあるのかってということと、その対象となるその住登外者は自治体としてどのような把握をされているんでしょうか。3点お願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（立石泰隆） 外国人等による対象範囲は対象になってきます。

2点目が、施設入所者も先ほど申し上げましたとおり、介護保険のほうで住所地特例がございますので、施設入所で太宰府市が保険者となっている部分とかは該当となってきます。

もう一つの登録する際は、あくまでこれは市の独自運用の部分については条例規則で定められた事務において取り扱っていきますので、届出をされた者が登録されていくといったふうに考えております。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですか。馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 今のにちょっと重複する、届出をされてる方って重複すると思うんですけど、どういうふうな把握を自治体としてはされてるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（立石泰隆） 先ほど申しましたように、届出、申請、給付を受けたりとかした場合の届出とか、固定資産なりを取得されてからの申請によるものを想定しております。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第31号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第32号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負

### 担に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第2、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は35、36ページ、条例改正新旧対照表は25ページから27ページでございます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料供給に要する経費、選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額を変更するものでございます。

それでは、条例改正新旧対照表の25ページから27ページをご覧ください。

まず、選挙運動用自動車の借入れに係る経費は1日当たり300円引き上げまして1万6,100円に変更するものでございます。また、選挙運動用自動車に供給した燃料は1日当たり140円引き上げ、7,700円に変更するものでございます。

次に、選挙運動用ポスターの作成に要する経費につきましては、ポスターの印刷に係る単価を1枚当たり61円82銭引き上げ、586円88銭に。また、ポスターの企画に係る単価を5,750円引き上げ、31万6,250円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 特に質疑はないんですが、確認だけです。

これ前回改定いつされたのかというのが1点。それと、この今差額をずっと言われました、ご説明がありました。この根拠は確認をされてありますか。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 前回の改正は、前回の市議会市長選前ということで4年前でございます。

それから、確認はさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません。よく分かってないんで、選挙カーについて、結局この文章

がよく分かんないんで。リースで車を借りた場合、そのリースの車の代金が出るっていう。借りて、今度あの。

○委員長（陶山良尚委員） ちょっとそこは公職選挙法に関係ある。

○委員（徳永洋介委員） という説明なんですかね。借りた分。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） こちらは自動車の借入れというような定義になっておりますので、リースというものに当たるかどうかというのは、ちょっとなかなか明確にはですね、ありますけども、リースとまた別の方法もありますので、一応自動車の借入れというふうな定義になっております。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） ガソリンなんですけど、セルフのところが多いじゃないですか。セルフが安いんですよ。セルフでないスタンドは1か所かな。

○委員長（陶山良尚委員） そこはちょっとこの話とはちょっとかけ離れてますね。

○委員（徳永洋介委員） いやいや、そういう話とかはないわけですね。ポスターとかいろんな問題があって、一応今回予算がちょっと上がったっていうことですね。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 公職選挙法の施行令の改正に伴いまして、本市の条例についても改正させていただくものでございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいでしょうか。ほかにはよろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第32号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第33号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第3、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は37ページから39ページ、条例改正新旧対照表は28ページから30ページでございます。

今回の条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げるものでございます。

それでは、条例改正新旧対照表の29ページをご覧ください。

具体的な報酬の引上げ額は、選挙長は1,400円引き上げ1万2,200円、投票所の投票管理者は1,700円引き上げ1万4,500円、期日前投票所の投票管理者は1,500円引き上げ1万2,800円、開票管理者は1,400円引き上げ1万2,200円、選挙立会人は1,200円引き上げ1万100円、投票所の投票立会人は1,500円引き上げ1万2,400円、期日前投票所の投票立会人は1,300円引き上げ1万900円、開票立会人は1,200円引き上げ1万100円にそれぞれ変更になるものでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） これも確認です。この金額の改定等については、定期的にこれ行われているものなのか。その金額根拠を算定されるに当たって確認されているのか。そしてまた、他市の状況も併せての金額なのか。この辺りご回答いただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） こちら国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴うということで、それに伴って本市も、それに倣って改正をさせていただくものでございまして、また近隣の市町村についても同様に引き上げるということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） これ定期的に毎回、前回もこれ改正してるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 前回、そうですね、この改定が必要になる時期に応じて改定をさせていただいております。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 改定の理由、先ほどおっしゃった中で、例えば人員の確保、選挙の人員の確保の難しさなんかはちょっと考えられると思うんですけども、実際太宰府市はその人員、投票所従事者の確保は今どのような状況になっているのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 投票立会人さんであったり、管理者においては、職員以外の方もお願いしております。また、期日前投票所についても2か所にさせていただきましたので、1か所のときから倍の人数が必要になるということで、キャンパスネットワーク等を通じて学生さんに呼びかけをさせていただいたり、それによって前回の参議院選挙においては、学生さんも一定数、立会人として加わっていただいたりしております。

人数がふんだんに集まるのかというのは、なかなかやはりある一定の数が必要です、様々お声がけをさせていただいて対応させていただいている状況でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） それに向けて、報酬額を上げることによって、若干そういう効果を期待できるというところでしょうか。あと一つ、報酬以外ですね。待遇面とか、そういう何ていうのかな労働環境とか、そういったものの改定とかいうか見直しはあるのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 今回の改定で、一定この物価高ということもあり、報酬が上がるということという意味ではプラスの効果が働くとは考えております。

また、労働環境につきましてですけれども、新たな期日前投票所等は総合体育館ということで空調も設備完備しておりますので、そういう意味では労働環境も良くなっております。それから、今、小学校の空調の工事もしておりますので、夏場、冬場とかの寒さ暑さ対策も可能になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第34号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について**

○委員長（陶山良尚委員） 日程第4、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） 議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は40、41ページ、条例改正新旧対照表は31、32ページでございます。

今回の改正につきましては、いきいき情報センター開館当時から使用していた自動券売機を7月1日に更新することに伴い、これまで販売式で使い切りとなっていたプリペイドカードを利用者の利便性の向上を図り、チャージ式のプリペイドカードに変更することから条例を改正するものであります。

条例改正新旧対照表31ページをご覧ください。

第8条第2項「使用料は」の次に使用料を支払う手段として、「現金又はプリペイドカード」という文言を追加し、後段にプリペイドカードに関し必要な事項は規則で定めることを追加するものであります。

次のページ、32ページをご覧ください。

第2表の4について、プリペイドカードをチャージ式に変更することに伴い、この項目を削除するものであります。

その他の改正につきましては、条文の整理に伴う改正であります。

説明は以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） すみません。市民の利用者側の視点で確認ですけれども、プリペイドカードでされたときに区分を見ると、2,000円分だと2,200円、5,000円入れたら5,500円、10%のお得感がありますが、これはチャージ式になっても変わらないということによろしいんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） これまで1割分のプレミアム分を追加しておりましたけれども、今回チャージ式に変更することに伴いまして1,000円単位でチャージすることとしておりまし

て、1,000円につき100円を利用加算、利用可能額とさせていただきます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第34号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書第1号 再審法改正の促進を求める意見書

○委員長（陶山良尚委員） 日程第5、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」を議題とします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 意見書ですけども、再審請求、その法的な部分とか、結構多くの冤罪事件が日本あってますけど、正直言って自分はそれほど詳しくありません。

ただ、狭山事件に関しては、40数年いろんな学習会であったり、署名活動であったり、太宰府市民の方も多く参加して、科学的分析であったり、いろんな、僕はもう現地には行ってなかったけど、現地に行かれた方の報告を受けたり、明らかに無罪だというのが、そういう学習会であったんですけど、2年、去年ですかね、最後の署名活動頑張ったけども、結局再審されないまま亡くなったということで、今回国会でも県議会でも、いろんな地方議会でも、この再審の意見書が出てますし、ぜひ太宰府市議会でも検討していただきたいと思って意見書を提出しました。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） それでは、質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

私も今回この意見書を見させていただいて、あんまり、知り得た情報のところでの質疑になるので、ちょっと分からないというところでお聞きをしたいと思います。

この意見書の1項目めに当たります「再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること」というふうにあります。現行法のどの点が不適正だと主張されてあるのか。また、適正化に資する規定とありますが、これが内容はどのような法的措置を想定されているのか、具体的な何かものがお示しできるのであればお示しいただきたいのが1点。

2点目は、2項目めの全ての証拠を開示するというところでございますが、被害者や第三者の個人情報、あるいは捜査上の機密に当たる情報も含まれる可能性がございます。これを開示義務化した場合の副作用や現行制度のバランスの確保の在り方について、どのように評価されてあるのかお伺いをしたいと思います。

3点目は、3項目めの再審開始決定に対して、検察官の不服申立てを禁止するというところでございますが、国家権力側の救済手段を封じることになります。これは適正手続の保障や、対等な訴訟構造に反する懸念はありませんか。この片務的制度が国際的に妥当とされている事例があればお示しいただければと思います。

まずは、この3点お伺いいたします。

○委員長（陶山良尚委員） まず1点ずつ行きましょうか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 先ほど申しましたように、すみません。その辺の知識はありません。法的な部分は。

○委員長（陶山良尚委員） 回答できないということですね。

○委員（徳永洋介委員） お答えできません。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） そしたら確認ですが、この再審請求の意見書を出した場合、議会の総意で出すわけですから、これが万が一適用されて準用されることになると、再審のハードルは下がります。要するに再審のハードルを下げ過ぎた場合は、証拠の捏造、疑義の拡大評価とか、要するに再審請求の乱用が起こる可能性が懸念されると思います。制度乱用によって本来の本当に助けないといけない冤罪事件が、かえって困難になる可能性も出てくることを、どのような対処がなされるのかなというふうに、そういうリスクのことをお考えになってあるのかなというふうに思います。

それと、もう一点目は、このような意見書を地方議会が採択することは、国での議論や司法制度調査会の議論に、これ先んずるものです。我々は議員の立場でございますので、司法的な知見に対する立法府との整合性、分担関係について懸念がございます。地方議会としての権限と責任をどのように整理されて提出されたのか。

この2点について、ご回答をお願いいたします。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 日本の場合、その再審請求がなかなか受理されない。先ほども言ったように40数年狭山事件に関しては関わってきて、もうすごい専門家の話をかかって、もう明らかだって言っても、何回出してもなかなか再審できない。袴田事件でもそうだったと思います。ほかの冤罪事件でもそう。だけん、先ほど言われたように、下げるっていうんじゃなくて、明らかに無罪な人が再審できない。この状況を打破していかないと、今後とも逆に大きな影響が起きてくるだろうと思います。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

私から1点だけちょっと質疑させていただきますけども、これ全国で、どのくらいの議会で意見書が出されて、どのくらいで可決されてるのか。その辺ちょっと分かれば、裏づけする資料いただいてないもんですから、確認させてください。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 全国の分は把握してないですね、だけん、筑紫地区で言えば、大野城、筑紫野になるのかな、福岡県議会、だと思います。

○委員長（陶山良尚委員） それは、最近出されてるんですかね。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 3月議会だと思います。地方議会は。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはよろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見書第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 意見ですけど、先ほど全国的にこの意見書がどの程度上がってるかっていうようなお話ありましたけれども、筑紫地区内でも今議会に春日市と那珂川市で上がってるっていうようなお話を聞いていますので、やっぱり全国的にも注目されている意見書ではあるかなというふうに思っておりますので、付け加えさせていただきます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 討論、私は議題となっております再審法改正の促進を求める意見書につ

きまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

本意見書に盛り込まれている３項目、すなわち再審請求手続の審理の適正化に資する規定の整備、２点目、全ての証拠開示の義務化、３点目、検察官による再審開始決定への不服申立ての禁止。これらは、いずれも刑事司法制度の根幹に関わる重大な変更でございます。

まず第一に、審理の適正化に資する規定の具体的な例は極めて不明確です。適正化とは何を意味するのか、どのような手続が必要なのか、その実務への影響が明確に示されておらず、現場での混乱を招きかねません。現在でも、裁判所が必要に応じて審理を尽くし、請求の可否を判断しています。制度を変える前に、運用の改善によって対応可能なのではないかと考えております。

第二に、全ての証拠を開示する規定の整備についてです。証拠の全面開示は、一見公平性の確保という面で理想的に見えるかもしれませんが。しかし、証拠の中には、被害者のプライバシーや第三者の関係する情報、あるいは捜査手法に関わる機微な情報も含まれます。これを一律に開示することは、かえって新たな人権侵害を起こすおそれがあり、慎重な運用が求められる部分でございます。開示の範囲や基準は、刑事訴訟法や判例の積み重ねの中で柔軟に対応すべきものであって、法改正で画一的に義務づけるべきではないと考えております。

そして第三に、最も重要な懸念をいたすのは、再審決定に対する検察官の不服申立ての禁止です。これは言うなれば、再審開始が出れば異議を唱える機会なく、再審が行われるということになります。しかしながら、再審開始決定が全て正当とは限りません。再審制度そのものが特例的であること、また、その判断には高度な事実認定が求められることを踏まえると、一方の当事者にのみ不服申立ての道を閉ざすことは、憲法上の適正手続にも抵触するおそれがあります。司法においては、被告人の人権の擁護も大切であります。それと同時に、法秩序と公益を守る責任を負っていることを忘れてはなりません。再審制度の乱用を招かぬよう、抑制的、慎重的な制度設計が必要であり、本意見書のような急進的、恣意的な改革に同意はできません。

以上の理由から、私は本意見書に反対いたします。議員各位のご賢察をお願い申し上げ、私の討論といたします。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） この意見書に関して、私も賛成の立場として名前を連ねておりまして、賛成の討論をさせていただきます。

徳永委員の内容はもちろんなんですけども、ちょっと違う観点から、先ほどこっと堺委員もおっしゃいましたけれども、まさに今国会で法案提出が目前となっているタイミングです。今までなかなか前に進まなかった中で、議員立法案を今国会で提出する方針を固めているというこのタイミングという状況の中で、地方議会からのこの意見書提出としては地域の声として届けるチャンスかなと思っております。

あと、なかなかこの改正案に関しては、法務省とか検察側がちょっと前になかなか慎重的な

態度という中で、日本弁護士連盟とか法曹団とかが、今、地方議会にこういう意見書を求めている中で、実際私も弁護士の方々から意見書の提出を依頼されまして、まさに地方議会のこの声が多いほど議員立法に関する後押しができるんじゃないかなというところ。

それと、先ほどちょっと触れられました他自治体の動き。2024年から2025年にかけて、福岡市議会も既に意見書を採択したという例がありまして、もう私どもの太宰府市議会もこれに続く形で意見書を出す意義は大きいものと考えて賛成の意見といたします。

○委員長（陶山良尚委員） ほかに討論はありませんか。

討論。何かちょっと、何かその討論に対しての意見ですか。

意見交換、討論やけんですね。討論は1回ですね、討論は。

ほかにはよろしいですか。

意見交換です、それは。すみません。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） それでは、これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

したがって、意見書第1号「再審法改正の促進を求める意見書」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名、反対1名 午前10時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（鳥飼 太） 申し訳ございません。

先ほど議案第33号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の中で、馬場委員さんからご質問いただいた中で、前回の私「参議院選挙」というふうに申し上げたんですが、前回3月に行われました県議会議員選挙ということで、ちょっと訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（陶山良尚委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求

書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさ  
ました。

閉会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和7年8月14日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚